

第十六回国会 建設委員會議録 第四号

昭和二十八年六月二十三日(火曜日)

午前十一時五十七分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 内海 安吉君 理事 瀬戸山 三男君

理事 田中 角榮君 理事 中島 茂喜君

理事 安平 鹿一君 理事 山下 榮二君

理事 佐藤 虎次郎君

逢澤 寛君 岡村 利右衛門君

高田 彌市君 仲川 房次郎君

赤澤 正道君 村瀬 宣親君

三銅 義三君 中井 徳次郎君

細野 三千雄君 只野 直三郎君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君

建設技官 富樫 凱一君

(道路局長)

委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

六月十九日

委員三銅義三君辞任につき、その補

欠として石山權作君が議長の名目で

委員に選出された。

六月二十三日

委員石山權作君辞任につき、その補

欠として三銅義三君が議長の名目で

委員に選出された。

六月二十日

道路整備費の財源等に関する臨時措

置法案(田中角榮君外二十九名提

出、衆法第七号)

同日

岸良、大泊間道路開設の請願(永田良吉君紹介)(第一二二六号)の審査を本委員会に付託された。

同月二十二日

非常災害復旧に関する陳情書(山口県議會議長二木謙吾)(第四一〇号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

道路整備費の財源等に関する臨時措

置法案(田中角榮君外二十九名提出、衆法第七号)

〇久野委員長

これより會議を開きます。

道路整備費の財源等に関する臨時措

置法案(田中角榮君外二十九名提出、衆法第七号)を議題といたします。ま

ず提出者より提案理由の説明を聴取いたします。田中角榮君。

道路整備費の財源等に関する臨時措

置法案

道路整備費の財源等に関する臨時措

置法案

(目的)

第一条 この法律は、道路法(昭和二

十七年法律第八十号)に規定する

道路のほかに、他の改良及び修繕を

促進して道路の整備を図り、もつて

自動車交通の安全の保持とその能率

の増進とに寄与することを目的とす

る。

(道路整備五箇年計画)

第二条 建設大臣は、昭和二十九年

度以降五箇年間に於ける一級国道及び

二級国道並びに政令で定める都道府

県道その他の道路のほかに、他の改

良及び修繕(北海道にあつては維持

を含む。)に関する計画(以下「道路

整備五箇年計画」という。)の案を

作成して閣議の決定を求めなければ

ならない。

2 建設大臣は、前項の規定による閣

議の決定があつたときは、遅滞な

く、道路整備五箇年計画を関係都道

府県知事に通知しなければならない

。

3 前二項の規定は、道路整備五箇年

計画を変更しようとする場合に準用

する。

(道路整備費の財源)

第三条 政府は、昭和二十九年以降

五箇年間は、毎年度揮発油税法(昭

和二十四年法律第四十四号)による

当該年度の収入額に相当する金額

を、道路整備五箇年計画の実施に要

する道路法及び道路の修繕に関する

法律(昭和二十三年法律第二百八十

二号)に基く国の負担金又は補助金

の財源に充てなければならない。

(負担金等の特例)

第四条 地方公共団体に対する道路の

ほかに、他の改良又は修繕に関する

国の負担金の割合又は補助金の率に

ついては、昭和二十九年以降五箇

年間は、道路法(第八十八号を除

く。)及び道路の修繕に関する法律

の施行に関する政令(昭和二十四年

政令第六十一号)の規定にかかわら

ず、改良については四分の三、修繕

については二分の一の範囲内で、政

令で特別の定をすることが出来る。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

〇田中(角)委員

ただいま議題になり

ました道路整備費の財源等に関する臨

時措置法案につきまして、提案理由を

簡単に説明申し上げます。

わが国の道路の現況を見ますに、

国道、都道府県道を合せましてその延

長約十三万八千キロに達するのであり

ますが、このうち一応改良されたもの

はその約三〇％にすぎないのでありま

して、残る七〇％すなわち延長九万六

千三百キロは未改良の道路であります

す。しかもその中には約一万六千キロ

の自動車交通不能の区間を含んでお

るのであります。また舗装道路の状況は簡

易舗装を含めて六千三百キロでありま

して、改良済み延長の一五％にすぎな

い状態であります。

しかるに最近目ざましく発達しつ

つある自動車は遂に戦前最高の三倍以

上達し、七十五万台を数えておる状況

であります。しかもこれらの車輛は大

型化し、重量化し、高速度化してお

るのであります。現状の道路ではとて

もこれに耐えられぬありさまでありま

して、道路の整備は緊急を要する問題

といわなければなりません。

他面道路整備の進捗状況を見ます

に、昭和二十一年度より昭和二十七

年度までの公共事業費、道路費によつて

整備されたものはわずかに改良約三千キ

ロ、舗装約七百キロにしかすぎない

のであります。昭和二十八年予算案

においてようやく増額されました百四

十一億円となつたのであります。が、こ

れによつても九百八十キロの改良と四

百四十キロの舗装新設が行われるにす

ぎない状態でありまして、かかる状態

でありまして道路の整備されるには、な

お、数十年を要することと考えられ、

はなはだ堪へにたえないところであり

ます。

このような道路の状況及び自動車の

激増にかんがみまして、一級国道及び

二級国道並びに政令で定める都道府

県道その他の道路について、昭和二十九

年度以降舗装、その他の改良及び修繕

に関する五箇年計画を確立するととも

に、ここに道路を利用する者がそのほ

とんどを負担している揮発油税を、こ

の道路整備計画の実施に要する道路法

及び道路の修繕に関する法律に基く国

の負担金または補助金の財源に充てる

ことにして、自動車交通の安全保持と

その能率の増進とに寄与したいことが

この法律を提案するおもな理由であ

ります。

なお、地方公共団体に対する負担金

の割合または補助率については、道路

法及び道路の修繕に関する法律の施行

に関する政令の規定にかかわらず政令

によつて特別の定めをなすことができ

ることとし、高率の国の負担及び補助

をなし得る道を開きたいと存しておるわけでありませう。なお本法律案は建設委員会多年にわたる各党一致の研究によるものでありまして、前国会に衆議院建設委員会各党一致の提案に相なり、衆議院本会議におきまして、全会一致にて可決、引続き参議院送付後、建設委員会に付託、大蔵、予算両委員会の連合審査会の議を経て、委員会においては原案通り可決すべきものと決し、本会議日程に上程と相なつたのであります。時あたかも衆議院の解散にあひ、不幸成立を見せしものであります。道路整備のため、本法の成立はどうしても必要なものと考へておるわけでありませう。委員諸君の御協力によりまして、一日も早く本法律案が成立することをこゝねがひまして、私の提案理由の説明を終る次第であります。

○久野委員長 質疑の通告があります。順次これを許します。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 道路整備費の財源等に関する臨時措置法案について、ただいま提案理由の御説明を承つたのであります。私も提案者の一人になつておりますので、それについて質疑を行うという事は、ちよつとおかしいのであります。が、審議の過程において本法の精神を明らかにするために、二、三の点について提案代表者、並びに政府のそれへの係の方にお尋ねしておきます。

まず第一に、今提案理由の御説明がありました通りに、日本の道路はきわめて不備である。これはどなたも御承知の通りであつて、かようにしてある程度の強行措置を講じなければ、日本

の道路の整備は不可能であります。従つてかような事態になつたのでありまして、私どももこの趣旨については大いに賛成であります。が、この法律の適用の範囲についてお尋ねをいたします。法案の条項にもあります通りに、道路法に規定する道路の舗装その他の改良及び修繕を促進する、このために揮発油税に相当するものをまわさなければならぬ、こゝういふ趣旨であります。が、これに新築の経費が入つておるか、おらないか、これをひとつ明らかにしてもらひたい。

さらに、主としてガソリンを使うのは、もちろん自動車であります。が、自動車交通は主として都市が多いと思ひます。そこで例の都市計画法に従つて、道路を新築する場合に、この予算からは全然これに対して国の補助は出されないのであるか、この点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○田中(角)委員 お答えいたします。第一の新築を含まないかという問題であります。が、新築は含んでおりませう。都市計画等を行う場合新たに作る問題も当然含まないわけでありませう。

○瀬戸山委員 そこで先月でありましたか、一級国道、二級国道の指定がなされました。その点で建設省の方に聞くのであります。が、この法律は日本の道路の整備をするというのが大きな眼目であります。日本全国の道路が整備されていらないといわれておることは、先ほど申しした通りであります。が、今提案者が説明されたことで、政府で認定いたしました一級国道、二級国道の線がよろしいかどうか。要するに改良だけで問題が解決されるか、新築を要し

ないものであるかどうかということをお尋ねいたします。

○田中(角)委員 現在の一、二級国道等は、路線がすでに決定しておりますので、一切改良で問題が処理できるわけでありませう。新築とは新しく道路を、路線を決定してつくるわけでありませう。この法律を適用する今度の新しい道路法によつて指定せられた一、二級国道の道路は全部改良で処理できます。

○瀬戸山委員 次に尋ねたいのは、建設省の方でもけつこうであります。けれども、地方の財政負担の關係であります。昭和二十七年年度の道路の予算が大体七十九億弱になつております。昭和二十八年年度の予算要求が百六十五億余りの予算が提出されております。それについて地方の負担区分はどのういふ程度になつてゐるか、それを御説明願ひます。

○田中(角)委員 第四条に関連する質問であります。それから申し上げませうが、本法律案については、参議院におきましてこの問題が相当問題になりまして、地方負担がこのためにふえるのではないかと、そのためには起債額のわくをふやさなければならぬという言ひがなされたのであります。が、この法律案は議員提出であります。現在の予算案、政府当局が二十八年年度に計画しております起債のわくには、この法律によつてふえるという起債のわくは計上しておらないわけでありませう。その意味におきまして四條にそれが財政処置の一助になるように補助率を上げ得る、こゝういふ規定を設けたわけでありませう。しかし率直に申し上げま

すと、この程度の法律案によりまして、今年度は新しく提案せられております昭和二十八年年度予算の中でガソリン税収入の見込額は百八十億と決定してゐるのであります。道路費は百四十億を計上してありますので、この差額は幾らもないので、起債処置は当然で得るといふ考えを持つてゐるわけでありませう。

○瀬戸山委員 さういふなければつてはなりません。またさうして行かなければならぬと思ひますが、今財政当局が見えておられませんので、その点は確かめることができないと思ひます。今年度の予算案には御承知のように百八十六億余りのガソリン税を見込んでゐるやうであります。これは常識的に來年度あたりからは相当増額になるというこゝとも見込まれるわけでありませう。それを第三條の規定によつてすべてこの法律に規定した目的の道路費に充てる、さういふことになれば、従つて地方の負担も増加する、そこで財政計画に重大な影響が及ぶ、かように考えられますのでその点を確かめたのであります。が、地方の負担を考慮しないで、それからまた地方公共団体の財政計画を考えないで、ただ単に道路をよくするといふだけの問題で、かやうになるという事は、多少の無理がある、かやうに考えますので、その点はぜひ財政当局の態度も明らかにしていただきたい、私はかやうに考えてゐるのであります。

それからもう一つ、先ほども触れたのであります。が、建設省の方ではお答えがありませんでしたけれども、大体どのくらいの割合に地方負担が今日までなつておるか、また地方負担がスミ

ーズに解決されておるかどうかということをお伺ひつておきたい。

○憲政政府委員 二十八年年度予算では、国の出す費用が道路費につきまして百四十一億でございます。これに対して地方の負担する分が約九十億、從來までの例によりますと、大体こゝういつたことでございませう。が、地方負担は大体スミーズに行つております。二十八年年度もこのくらいのものにつきましては、地方負担につきましては心配はないと考へておるわけでございます。

○瀬戸山委員 さらにもう一つの点は、根本の問題に觸れるわけでありませう。第三條によつて、当該年度の揮発油税に相当する金額をこの財源のために予算に計上しなければならぬ、こゝういふふうになつておられます。これは間接になつておりますけれども、結局揮発油税というものは金額が一定して来るわけでありませう。さうすると、それは當然にこの目的になつておる道路費用に充てなくてはならない。さうすると政府の予算編成権といふものをこの法律によつて少くともこの金額だけは政府の裁量にまかせることができない、こゝういふことになると思ひます。そこで憲法第八十六條の政府の予算編成権に侵害を与えることになりはしないか、この点をひとつ明らかにしてもらひたいと思ひます。

○田中(角)委員 第三條の問題であります。が、目的税として道路整備の費用を計上するために、揮発油税を徴収するといふのであります。第三條は俗にいわれておる目的税といふのではないわけでありませう。しかもこの法律案の表に打出しておりますのは、建

設大臣が五箇年計画をつくらなければならぬ、その五箇年計画の費用の一部として、当該年度における揮発油税の収入額相当額以上のものを盛りなければならぬ、ということだけでありまして、その揮発油税収入額そのまゝを道路整備費用に計上せよというのではありせんから、予算編成権を拘束するということにはならないというふうに解釈しております。

○瀬戸山委員 それは見解の相違であつて、私も必ずしも憲法に反するといふ確信はないのであります、この点は法制局の意見を一応聞いておく必要があると思ひます。これに似た前例としては、御承知のように競輪法でありますとか、それから競馬法にも多少似た問題がありますが、かように金額を、明記はされませんが、かように金額とも間接にはとにかく金額を決定する法律でありますから、政府の国家全体の財政を勘案して、それらの予算を編成するという権利をここで一応規制する、という関係になると思ひます。私は委員長に希望しておきますが、法制局の意見を必ずこの中にはさんでおいて審議を明らかにしておきたい、かように考えます。

もう一つは、先ほど建設省の、また提案者のお答えがありました、この法律の第一条もしくは第二条に予定されておる費用の使途であります。これでは新築その他がかなるようなお答えでありましたけれども、全部が全部まかなえない事態もあると思つております。そこでかような法律をつくつて政府が予算を編成するときに、今日までの状態から考へて、この法律が適用されますと、道路費用が相当多額に増

額されることは明らかであります。従つて国全体の予算の編成上、相当多額の道路費用ができた。しかしその道路費用はひもつきでありまして、第一条の、先ほど申し上げましたように、道路法に基く道路の舗装その他の改築及び修繕という目的が確定されておる。その他の費用はいかなる費用によつてまかなうか。一般公共事業費ということになるのであります。道路費用をこゝまで国の財政から出して、それ以上一般公共事業費において相当の道路費用を計上する、ということはきつめて困難であります。従つて、ここに掲げてある以外の事業は、非常にきつてくつになりはしないか、こういう懸念を持つわけでありまして、これに對して提案者並びに建設省の見解を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○田中(角)委員 ガソリン税収入が今年度は百八十億計上してあります、私たちがの見解では二百億を上まわるであらうと考へております。しかも五箇年間は少くとも一箇年に前年度の収入額の二〇％ないし三〇％を上まわつて、五箇年目には三百億ないし四百億程度の税収入額が計上せられると考へております。しかしこのような法律案によりまして、当該年度の税収入額に相当する金額を五箇年計画に盛つた場合、それ以上の金額が計上されないのではいかという考へには私もうなずくのであります、これは予算編成をする政府自体が、道路というものを予算編成上どの程度に重要視するかという感覚にかかつておると考へます。それは昭和十八年度当時の予算書を見てもわかる通り、当時膨大な軍事費を計上してありました日本の予算におい

ても、道路費は三％ないし四％の比率で計上せられておつたのであります。現在百四十億になつても、九千六百億の予算額からしますと、非常に少い額しか計上しておらぬわけであり、世界中の例を申し上げるまでもなく、予算の中で道路費の割合の日本より少いのは、インドだけださうであります。そういう事態から考へまして、九千六百億の三％といへば三百億余になるものであります、私は百八十億以上のものは当然計上され、そのプラスになるものは公共事業費で当然見るべきものである、こう考へております。

第二の問題であるところのいわゆる道路整備五箇年計画に入らないものに對しての財源処置はどうするかという問題であります。その他の一、二級国道及び都道府県道の重要部門に對しましては、もちろんこれだけの費用が計上されても、五箇年や十箇年でできるものではありせん。その意味におきまして、一、二級国道を何箇年でやる、都道府県道を何箇年でやるという計画をいたしましたときには、重点的に公共事業費でまかなつておきますところの道路全般に對して五箇年計画が作成されるわけでありまして、この法律によりまして得たところの財源によつて、五箇年間整備し、それ以上に盛り込むべきものに対して実施して行きま

す工事箇所をふやして行くというだけでありまして、その他の道路整備ができないだらう、ということはない、こゝういふ考へを持つております。

○瀬戸山委員 趣旨は今御説明の通りでなければならぬと私も考へております。しかしながら今日までの実績に對しては、建設当局の見解も一応聞いておきます。

そのほかに、さらに私は財政当局を一応ここに呼び出して、そうして道路に關するかような法律ができるゆゑんと、今提案者が説明されたようなことを、明かにしておかなくては、将来の道路の予算については相当困難を來す、これは法律ができますれば、法律の規定に従つて予算を編成しなくてはならぬから問題はないと思ひますけれども、その他のいわゆるこの法律の適用以外の問題については、公共事業費の道路に關する費用が、非常に僅少になるおそれがあるものであります。

そこで今日まで道路費用が少いといふことで、建設当局自体が非常な苦心をされておつた経験がありますので、ここに少くとも二百億近くの特別なひもつきの道路費を計上されて来たついで、相當のこれ以外の道路に關する経費がとれる見込みがありますかどうか、建設当局の今日までの体験から、将来に對する考へを聞いておきたいと思ひます。

○南政府委員 御質問もつともと拝承いたしました。もちろんこの法律によつて得る財源でできる道はきまつておるのであります、それ以外のものにつきましては、公共事業費その他の費用からやつて行かなければならぬのであります、この法律プラス、アルファでなければならぬのであります、しかし今瀬戸山さんがお尋ねになつたように、今まで建設当局においては十分手を尽したのであります、国家財政の見地から道路に對する予算が十分にたれなかつた。その

ためにこゝういふ法律も必要になつたのでありますけれども、そこは今後われわれが一生懸命になりまして、その御趣旨にそむかぬように十分に努力して参りたいと思つております。なお御質問の趣旨が最も急所についておりますので、次会あたりには大蔵當局の方を出席させまして御質問の趣旨を財務當局の方に十分に徹底させておきたいと考へております。

○田中(角)委員 ちよつと私から補足してお答えを申しておきますが、この法律案は、提案当初、全然別個な五箇年計画をつくつて、有料道路方式の特別会計を設けた方がよい、ということ考へておつたわけでありまして、その場合、先ほど瀬戸山君が言われたように、予算編成権を拘束するような現実的な面が出て来ることをおそれ、このように特別会計になつたわけでありまして、當然二十九年度からは、一般公共事業費の中で本法律案の精神を基礎とした道路費が盛り込まれるわけでありまして、私たちはこのガソリン税収入相当額をもつても、なお少いと思ひますが、今まで見込んでおりました公共事業費を、財政の範囲内においてできるだけ多量に盛るようによつて、前回の衆議院、参議院の審議を通じて、この問題も論議をせられたのであります、先ほど言われた通り地方負担の問題も同じく論じられたわけでありまして、大蔵當局としましては、できるならばこゝういふ法律で制限をしないで、政府自体が道路費を多額に盛るような方法を考へてもらえないかといふような意見でありました。ところがインド以外にないといふ、少な

額の道路費を盛つておりながら、常に財政が許さないというような答弁をやつておるような状態でありましたので、やむを得ず本法律案を提出したのだという提案者の趣意をくみとられまして、でき得るならば、当時は二十八年度から施行することになつておつたのでありますが、二十九年年度から施行していただくならば、地方負担その他の財政措置も当然考えられるという意向が明示されておりますので、財政当局としての意見は一応以上の通り確定しておると思料してもよろしいのではないかと考えておるわけでありました。

なお、先ほどちよつと御質問がありまして答弁をなされたのであります。が、法制当局の憲法違反の疑いありやなしやという問題に対しては、参議院の速記録にもある通りこの問題も論議せられたのであります。木村八郎君、堀木三君等からの意見は、留保になつてはおりますが、憲法違反の疑いはないということだけは明らかになつておることを附加して申し上げておきます。

○瀬戸山委員 今の両者のお答えで安心はいたすのでありますが、私の希望としては、財政当局にその精神をはつきり吹きこんでおかなければ、先ほどもお話ございました通り、いつもあとで財政の都合によつてということに相なりますので、でき得るならば財政当局にこゝに來てもらつて、その点の趣意をはつきりさせておかなければならぬと考えます。

もう一つ、今のお話にもありました通り、この予算は、ほんとうからいへば特別会計みたいなことで、その計画がどういふうに実行されておるか

ということを明らかにしてやるのが建前であると思ひますが、それはいろいろの事情もありますから、それもなか／＼困難だと思ひます。そこで、かりに二百億のガソリン税相当額のものが出る、そのほかにアルファの一般公事業費の道路費、一体どこまでがこのひもつきの道路費であるかというところが予算では明確にされておらないわけです。建設当局はそれをいかようにして明確にして、全国の各道路に対して事業を行われる考えであるか、それをはつきりしておきたい。

○富樫政府委員 この法律によりまして、五箇年計画を立てまして閣議に決定を求めることになつておるのであります。この五箇年計画を立てる趣旨は、大体主要幹線道路というものに重点をおきまして、その他地方幹線道路それから生産及び資源開発道路及び道路網の急速普及並びに腐朽木橋の永久橋化というようなことを骨子にいたしまして五箇年計画を立てるわけでございます。先ほどお尋ねの五箇年計画に載つていないものをどうするかというお話でございますが、この五箇年計画であらまし五箇年でやれるものを盛り込みたいと思つておるわけでありまして、なお新設等ができませんので、それらのものは公事業費に載せるといふうに考えておるのでござい

ます。○久野委員長 村瀬宣親君。○村瀬委員 私も瀬戸山委員のお話になりました通り、提案者の一人になつておるのでありますから、この法律自体についてはあまり質問をするのもどうかと思ひますので、主としてこの法律案がでさうした後にどのように運用

されるかということについて建設大臣に伺いたたいのであります。代理として政務次官がお見えになつておりますから、政務次官からはつきりと御答弁を承つておきたいと思ひるのであります。

ただ一、二提案者に伺つておきたいと思ひますことは、道路整備五箇年計画を立てることになつておりますが、五箇年で日本の現在の道路がはたしてわれ／＼の期待するところまでよくなるかどうかという問題であります。従つてこの五箇年計画についてさらにこれをもう五年延ばすというふうな腹案があたりであつたかどうか、起案の過程におけるお考えを伺つておきたいのであります。

○田中(角)委員 村瀬君にお答えいたします。道路は当委員会において審議をせられた通り、一級国道を私の考えでは五箇年間、二級国道を十箇年間、都道府県道等重要なるものを十二万キロを十五箇年間程度に舗装し、全国十

四万三千キロにも上つております重量制限をやつておる木橋を永久橋にとりかえて、少くとも重要道路の全通をはかるというためには、この法律でもつて五箇年や十箇年で整備がされると思はれておられません。ある人の言をかりれば四兆もかかるのではないかと議論もあつた。また話をなす人は三兆以上かかるという人もあります。私

たちが一、二級国道及び都道府県道の重要な部門を少くとも通れるようにするだけ計上いたしましたとしても、六千億、七千億という巨費を必要とするのでありますから、この法律によるところのガソリン税収入をせい／＼千五百億と見積りまして、一般事業費を同

額計上しても三千億にしかならないわけでありまして、もちろん五箇年や十箇年ではどうにもならないと思ひます。しかるに、提案いたしましたわかれ／＼委員の気持はそうでありまして、この程度の法律案であつてさえも、財政当局は相当の難色を示しておるわけでありまして、その意味におきまして、まず道路整備のために、一つの段階といたしまして五箇年計画ということにしようと思つておりました。五箇年間で道路を整備され、再建日本のために道路はもう五箇年間延ばさうという声は、そのときになつてお互いの力と意思によつて決定せらるべきであつて、私自体は百年もこの法律が続くべきだと考えております。

○村瀬委員 その点私もまつたく同感であります。その次にもう一つ提案者に伺つておきたいことは、第三条に「当該年度の税収入額に相当する金額を」とある。これは「税収入額」を「当該年度の税収入額を下する金額」とした方が、さらに安全なのではないかという感じもいたしたのであります。特に「相当する金額」というふうに書かれました提案者のお考えをひとつ承りたいと思ひます。

○田中(角)委員 お答えいたします。この法律案を提案いたしました趣旨は、先ほども申し上げました通り、日本の道路を可及的すみやかに整備したいという熱意によつて出されたのでありますので、われ／＼提案者としたしましては、最低限当該年度の税収入額を上まわる幾らというものを規定いたしましたわけでありまして、財政当局といたしましては、当該年度の税収入額というものは、実際は一年後

にならないわけだからないのであるから、そういうふうな無理を言われないうで、できるならば税収入額程度というふうなことに直してもらえないか、こういう強い要望があつたわけでありまして、程度ということには非常にむずかしいのであります。大蔵省当局が程度というもののいかなるものかをしつつかとすることに問題がありますので、その中間をとりまして「税収入額に相当する金額」というふうに規定いたしましたわけでありまして、なおこの「相当する金額」というのは、一年半後に決算が終るわけでありまして、

当該年度のものを当該年度の予算には計上できないのではないかとというような法律上の議論もありました。また法制局等の意見も徴したときに、この解釈は、大蔵省が年度予算書に計上した見込み金額を言つてもいいというふうなあいまいな解釈がありましたが、私の考えでは、これはいづゆる法律の条文通りに適用すべきであつて、大蔵省が予算書に計上した金額をもつて足るといふうに考えてはならない。これはもちろん自然増収でありますから、低い金額を盛るわけでありまして、本年度二百十億の見込みに対して百八十億しか計上してない。今より半年前の予算書には百六十億しか計上されなかつたわけでありまして、私たちは、この法律が出たために逆効果をもたらしたければいいのだというふうな大蔵省の考えることが非常にこわいという立場から「相当する金額」すなわち昭和二十九年、三十年の予算を編成するときは二十八年、二十九年年度の税収入額が決定するので、その差額

にならないわけだからないのであるから、そういうふうな無理を言われないうで、できるならば税収入額程度というふうなことに直してもらえないか、こういう強い要望があつたわけでありまして、程度ということには非常にむずかしいのであります。大蔵省当局が程度というもののいかなるものかをしつつかとすることに問題がありますので、その中間をとりまして「税収入額に相当する金額」というふうに規定いたしましたわけでありまして、なおこの「相当する金額」というのは、一年半後に決算が終るわけでありまして、当該年度のものを当該年度の予算には計上できないのではないかとというような法律上の議論もありました。また法制局等の意見も徴したときに、この解釈は、大蔵省が年度予算書に計上した見込み金額を言つてもいいというふうなあいまいな解釈がありましたが、私の考えでは、これはいづゆる法律の条文通りに適用すべきであつて、大蔵省が予算書に計上した金額をもつて足るといふうに考えてはならない。これはもちろん自然増収でありますから、低い金額を盛るわけでありまして、本年度二百十億の見込みに対して百八十億しか計上してない。今より半年前の予算書には百六十億しか計上されなかつたわけでありまして、私たちは、この法律が出たために逆効果をもたらしたければいいのだというふうな大蔵省の考えることが非常にこわいという立場から「相当する金額」すなわち昭和二十九年、三十年の予算を編成するときは二十八年、二十九年年度の税収入額が決定するので、その差額

は当然三年後からあと残りの二箇年間に
においてこれを計上すべきだ、こうい
うふうな議論をした結果、双方の意見
を入れて相当する金額というふうに折
れ合つたわけでありました。

○村瀬委員 提案者のお気持はわかり
ました。そこでこの法律ができたつた
ときの運用について、建設大臣にお伺
いをいたしておきたいのであります
が、大臣はお見えになりませんか、
南政務次官からお答え願つてけつこ
うであります。実はこの法律で一番の穴
はここにあると思つてあります。当
該年度の収入入額に相当する金額を、
補助金の財源に充てなければならな
いのであります。ただいま田中委員の
御答弁にもありましたけれども、かり
に二百億あるガソリン税を百億と
見込んで、そして実際二百億ありま
した場合は百億の剰余金というものは、
三年目にはつきりわかりますけれど
も、これは財政法によつて、その二分
の一は国債その他の償還に充てること
になりますので、当然自由には使えぬ
わけでありまして、これはガソリン税の
自然増収によつた剰余金だといつて別
のけて置くということもできない性質
のものである。そういたしますと、
実際に二十九年度から始めまして三十
一年度の予算の編成にあつて、その
ときのガソリン税をかりに百五十億と
見積る。そうするとそれに相当する金
額は当然この道路補助金の財源に充て
なければならぬのであります。同
時に、二十九年度において百億円と見
込んでおつたのが、実際は二百億円あ
つた。だからその差額の百億円を三十
一年度につき足せといひまして、は
たしてそれに強制力があるかどうか。

予算編成権を持つておるところでは、
いろ／＼ここに抜け道を考へておるの
であります。その場合に建設省とし
て、はたして今田中委員からお答弁が
ありました通り、決算に現れた実際の
の収入入額に相当するものを、さかの
ぼつてその年の年度に加えて予算を組
まなければ、法律違反だといふふうな
主張できるとお考えでありますか。ま
た必ず主張なさつて、そのような金額
を予算にとるといふ御決意があるか
どうか、承つておきたいのでありま
す。

○南政府委員 ごもつともな御質問で
ございます。私もその点については、
村瀬さんと同様の疑いを持つておる一
人でございます。しかしながら、こう
いふ法律もできて参り、またわれ／＼
もふだん道路の整備といふことにつ
いて、財政当局に絶えず折衝いたしま
して、この法律の趣旨をなるべく了解
していただくならば、おそらくさうい
う悪意の解釈を財務当局がするわけな
からうと思ひますので、それはそのと
きになつて十分交渉いたしまして、御
趣旨にそむかぬようにやりたいと思つ
ております。少くともこの法律ができ
た趣旨は、なるべくすみやかに日本の
道路を、せめてできるだけ短期間に
いていい道路にしたいといふところに
あるものでありますから、皆さんの御協
力によりまして、財務当局にさうい
う一時の言ひのがれをさせないよう
に分私たち折衝して、所期の目的を達
しに行きたいと思つております。その問
題につきましても、そのときになつて
みなければ、どう出て来るかわからぬ
ものでありますから、今から確実なお
答を申し上げるわけには参りかねる

と思ひますが、御懸念のないように十
分に財務当局と折衝して、そしてこの
法律の目的を達成するように努力いた
したいと思つております。

○田中(角)委員 これは非常に重大な
問題でありますので、私は提案者であ
り立法者であるという立場で記録に明
らかにしておきたいといふことで、一
言発言を求めたわけでありました。
三条の問題に対しては、参議院の建
設委員会が審議をしております。当
時、村瀬さんが今言つておられること
を、大蔵当局はあまいいな答弁をいた
したわけでありました。その問題に対
して、少くとも法律というものは憲法違
反とか法律解釈に重大な疑義のない限
り、立法者の意思をくんで運用されな
ければいかぬといふことはもちろんで
あります。その意味において、私は三
条のところに對して「政府は、昭和二
十九年度以降五箇年間は」といふま
くが、非常に強いわくをはめておりま
すので、法律責任は、政府が予算を計
上する場合に、二十九年度以降五箇
年間に對していわゆる収入入額が確定
した場合の差額は当然計上しなければ
ならない法律的義務を有するといふ見解
をとつております。

○村瀬委員 この問題は、先ほど瀬戸
山委員からも要求があつたようであ
りますから、大蔵省その他予算編成の場
合の当分の責任者を委員会にお呼び
出しになつて、はつきりとした言質を
得ておくことが、将来この法律の運用
を誤らしめないゆゑであると思ひま
すので、この点特に委員長にさうい
う処置をお願いいたしておきたいので
あります。

いは南政務次官でもいいのであります
が、申し上げておきたいと思ひますの
は、先ほど私は道路整備五箇年計画
で、五箇年でよいからお尋ねいたしま
した含みは、実はここにもあるもので
あります。先ほど言つたような事実
によりまして、収入入額相当額をこまか
さる場合に、五箇年で区切りますと、
三年分しかそれはとれないことになる
のであります。十箇年としておけば最
初の二年はともかくとして、三年目か
らずつと七年間は、田中委員の御答
弁になつた通りの理由に基いて、たと
いどのようにならば、三百億あるもの
を二百億と計上いたしまして、その百
億はとれるといふ言葉は変でありま
すが、いわゆる予算に計上できるとい
ふことにもなりませんので、ここにも
た五箇年計画といふものを二回にする
より、十箇年計画にした方が正しく予
算は多くとれるといふ意味もありま
すので、かりに五箇年くらいで、五箇
年というように十五年にわたる場合
にも、その中間の二箇年は抜かさない
で、やはり先ほど田中委員の御答弁に
なりました方法によつて、ほんとうの
ガソリン税収入に相当する金額をま
ず補助金の財源に充てるといふ処置を
とられるように、速記録に財務当局を
呼んでおとどめ願ひたいと思つたので
あります。それからもう一つ、これは政
務次官に伺ひたいのであります。將
来ガソリン税の軽減といふ問題が必ず
起るのではないかと思つたのであり
ます。と申しますのは、もと／＼ガソ
リン税を設定いたしますときに、この問
題は非常に論議されたのでありまし
て、税率その他については、ずいぶん
議論のあつた点であります。現在ガソ

リン税軽減の問題がやかましく表面に
出ておりませんのは、この道路整備の
財源に充てる法案を建設委員会が苦心
をしておるからという理由のもとに、
業者は一応鳴りをしずめてゐる傾向が
あるのではありませんか、これがいよ／＼
成立をいたしますと、第二段としてあ
るいは道路に關係のないガソリン使用
者等から、必ずガソリン税の軽減の問
題は合頭するのではないかと、このこと
が考えられるのであります。その場合
における当該年度の収入入に相当する
金額といふものに固執いたしますと、
二三年のぬか喜びに終つて、またもと
もと通りのわずかな金額しかこの補助
金の財源に充てることができないとい
う結果を見ないとも限らないのであり
ます。建設省といたしましては、こ
の当該年度のガソリン税収入に相当
する金額といふことは、あくまでも現
在のガソリン税率による金額を下らな
いといふ御方針を立てておられるかど
うか。万々一多少でもガソリン税の輕
減を見た場合には、どのような御決意
をもつてこの財源を増して行くお考え
であるか承つておきたいのでありま
す。

○久野委員 先ほど村瀬君並びに
先ほど瀬戸山君より発言のありました
財務当局の意見を徴したいという御意
見、まことにこもつともでありまし
て、次回の委員会には財政当局の出席
を求めるよう委員長においてとりはか
らいたいと思ひます。

○南政府委員 このガソリン税を輕減
するといふ話につきましても、今日に
おいてもとき／＼請願において拝見い
たしております。村瀬さんのお考えま
した御意見は、単に想定でなく現実の問

